

GIGA スクール構想学習者用コンピュータ 仕様書

- 1 仕様書番号 学教備第26号
- 2 物品名 GIGA スクール構想学習者用コンピュータ
- 3 納入場所

項目 場所	学習者用コンピュータ	学習用ツール	既存端末の再設定
本巢小学校	○	○	—
外山小学校	○	○	—
弾正小学校	○	○	—
真桑小学校	○	○	—
席田小学校	○	○	—
土貴野小学校	○	○	—
一色小学校	○	○	—
根尾小学校	○	○	○
本巢中学校	○	○	—
真正中学校	○	○	○
糸貫中学校	○	○	—
根尾中学校	○	○	○

※ 各整備項目の対象となる場所に○または詳細を記載。

- 4 納入期限 別紙【内訳書①タブレット1,060台他】については、令和2年12月31日
 ※上記導入分を先行し、上記日程までに納入すること。
 別紙【内訳書②タブレット1,866台】については、令和3年3月31日
 完成図書の提出等、納入にかかるすべての作業を完了する期限とする。
- 5 導入概要 ①学習者用端末の整備
 ・対象校の普通教室に整備
 ②学習用ツールの導入
 ・対象校の学習者用端末・指導者用端末に整備
 ③既存端末の再設定
 ・根尾中学校・根尾小学校既設タブレットパソコン15台を再設定し、真正中学校へ配置
- 6 機器仕様及び納入条件
 ○ハードウェア及び納入条件
 ・別紙「ハードウェア及びソフトウェア仕様」によるものとする。
 ・PC本体については国内メーカー品とする。納入段階で最新の法人モデルであること。店頭販売品及

びWEB販売モデルは不可とする。

- ・「ハードウェア及びソフトウェア仕様」に相当機種の記載があるものは、仕様詳細を満たすものに限
り、同等品可とするが、それ以外は仕様によるものとする。ソフトウェアは同等品不可とする。
- ・同等品であることの証明は入札に臨む業者が行い、入札日5日前までに学校教育課の承認を得ること。
- ・納入機器については、すべて納入時の最新ハードウェア及びソフトウェアであること。ただし、学校
教育課が別途指定した場合は、指定されたバージョンとする。
- ・納入機器にインストールされているソフトウェアは法律上、違法性がないこと。

(1) 学習者用端末

<学習者用端末設定及びPCインストールに関して>

- ・サーバ上で構築された ActiveDirectory にログオン可能な設定を実施すること。
- ・クライアント設定値 (PC名等)、ネットワーク設定値については学校教育課及び学校と協議の上決定
すること。
- ・接続されるサーバとのアカウントパスワードの自動変更が行われない設定を行うこと。
- ・Web上で公開されている主な形式のデータ (動画ファイル、PDFファイル、音声ファイル等) に
ついては新たに Web上からアプリケーションをダウンロードしインストールすることなく参照可能
に設定すること。また、各メディアデータを参照可能とするアプリケーション群は最新のものをイン
ストールし、自動アップデート機能を停止させておくこと。
- ・導入後、以下の内容の動作確認を行うこと
 - ADサーバへのログオン
 - 各学校サーバ内の、自動生徒既定の共有フォルダ及びユーザーごとのフォルダへのアク
セス (アクセス可、アクセス不可含む)
 - インターネットへの接続・フィルタリングソフトの動作確認
 - ネットワークプリンタの動作確認
 - ウイルス対策ソフトの動作確認
 - 教育用ソフトの動作確認
 - MDMの環境構築設定
- ・設置場所は各学校教室内設置のタブレット充電保管庫とする、教室ごとの数量は学校教育課と学校に
確認をとった上で行うこと。また、その際はACアダプタの充電保管庫内設置も含む。
- ・導入機器には、名称、管理番号、導入日を記載したテプララベルを貼り付けること。

(2) 学習用ツール

- ・インストールソフトウェア一覧内の学習者用ツールを利用するために必要な設定を行うこと。

※学習用ツール設定台数一覧表

用途	端末スペック	台数
学習者用コンピュータ	Windows10Pro Education Intel Celeron N4000 メモリ 4GB	2926 台
指導者用コンピュータ	Windows10Pro Intel Core i5 メモリ 8GB	120 台

(3) 既存端末の再設定

- ・設定及びインストールに関しては、学習者用端末<学習者用端末設定及びPCインストールに関し
て>に準ずるものとする。
- ・学校教育課または学校の指定するプリンタドライバをインストールすること。

- ・設置場所については、学校教育課と学校に確認をとった上で行うこと。また、その時に必要な電源ケーブル類も含めること。
- ・各学校保有のデジタル教科書の再インストールを行うこと。

(4) 教育支援等システムの運用

- ・導入機器の操作説明会を1回行うこと。日程等は学校担当者と打ち合わせをし、決定すること。なお内容についても学校教育課と協議をすること。
- ※導入完了後1回

(5) その他

- ・納入から1年間（検収・引渡し後）については無償修理期間とする。ただし、無償修理期間内であったとしても、人為的過失による修理については出張費、技術費及び部品費を別途請求できるものとする。学校または学校教育課からの問い合わせに対応できる窓口を設置し、電話による初期対応を行うこととする。なお、無償修理期間以降において電話による初期対応を超えるものについては、出張費、技術費及び部品費を別途請求できるものとする。ただし、メーカー保証が適用される範囲についてはこの限りではない。
- ・導入業者は、学校教育課が指定する様式にて機器の明細書を提出すること。
- ・解体・搬入設置時には、児童生徒、授業等に迷惑が掛からぬよう、十分に配慮すること。
- ・導入時に出る梱包材及び残材については、導入業者にて処分を行うこと。
- ・導入業者は、導入スケジュールを学校教育課・学校側と打合せ、工程表を提出すること。
- ・機器に不具合が生じ、その原因がインストールしたソフトにあることが明らかな場合は、無償修理等の対象外とする。
- ・センターサーバとの接続が必要な作業に関しては、事前にセンターサーバ保守業者と調整・確認の上、学校教育課の指示のもと作業を実施すること。
- ・その他、機器の詳細な設定についてはセキュリティ上、本仕様書には明記しないため、導入業者が学校教育課の指示のもと設定を行うこと。
- ・導入後、クライアントPCの設定資料を紙媒体にて提出すること。
- ・導入に関連して直接または間接に知り得た一切の内容を履行期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。
- ・本事業で新たに作成された成果物の著作権は、教育委員会に帰属するものとする。
- ・本仕様書等に疑義が生じた場合は、学校教育課と協議の上決定すること。